

趣御上被為下候様奉希上候余情奉期永陽候頓首拜白

護国院

縁三九拜

卯正月十日

## 明治期の奉安殿護国院

川口高風

欽上

大本山

監院大和尚

右二月七日福井瀧浪屋より届

と永平寺大禪師に金百疋を拝贈し、新年の祝詞を伝えて下さるよう  
に監院へ願っている。<sup>(1)</sup>

さて、明治元年になると、政府は神仏分離令を出した。しかし、それが廃仏毀釈となり、仏教寺院は多大な打撃を受けて多くの寺院が廃寺した。僧侶は還俗したり神官になった者もいた。護国院は尾張徳川家祈願所であったが、徳川家よりの庇護はなくなり、そのため運営は厳しく廃寺同然の状態であった。

その頃の住持について諸説が考えられる。護国院に所蔵していた原稿より抜萃し謄写した「護国院歴代事蹟略<sup>珍牛 黙室</sup>」は、原本に題名がないところから、名古屋市史編纂係が便宜上に仮題を付したもので、「名古屋人物資料 二十三」に所収している。<sup>(2)</sup>

しかし、残念ながら四世の縁三で終っており、それ以後はない。ところが、大正八年九月十八日に東向寺（本渡市本町）二十七世岡部石龍が護国院安居中の田中泰癡に照会して得た「記録」に縁三より以後のことが記されていた。この「記録」は、岡部石龍が当

明治五年八月に素玄寺（高山市天性寺町）二十一世即智縁三が記した「素玄寺僧籍簿」（素玄寺蔵）によれば、即智縁三は安政七年（一八六〇）正月に護国院四世に住持した。しかし、十年後の明治二年（一八六九）八月二十五日には素玄寺二十一世に転住している。その間の文久二年（一八六二）六月三日には三世円爾大方が示寂しており、慶応三年（一八六七）正月十日には永平寺監院へ

謹而上啓即辰三陽開泰品物改観恭惟

法王大禪師金貌宝座下乘此佳運動止万福多幸被為宝算候之条  
雲外不堪瞻望雀躍之至奉祝寿候尊道体康寧寿算増加補弼無倦  
之条奉祝望候茲ニ新年之祝斂方金百疋奉拝贈候間宜御祝詞之

時、東京の總持寺主張所詰であつた高橋竹迷へ送つたものの写しであつた。

それによれば、縁三の略伝記に続き魯雄<sup>(マユ)</sup>、禪杲、大英の行動が記されている。魯雄は円爾大方の弟子で、泉柳寺（東海市荒尾町）二世圓應魯融のことである。魯融の泉柳寺時代の安政六年（二八五九）八月七日昼には、本堂や薬師堂、客殿などが焼失しており、文久二年（一八六二）に三世闡提経圓によつて客殿が再建され、慶応二年（一八六六）には開山堂が建立されている<sup>(3)</sup>。泉柳寺に安置されている位牌をみると、魯融は三世闡提経圓、四世天然元暁と同じ大きさの材料で作られている。そのため、天然元暁が示寂した明治十二年八月十八日<sup>(4)</sup>以後の同時期に三本の位牌が作られたものと思われる。したがつて、魯融と経圓の位牌裏には示寂日が彫られていない。

縁三が明治二年八月二十五日に素玄寺へ転住した後、魯融が住持となった。その頃の護国院は、かなり疲弊していたようである。その様子を「記録」からみると

魯雄<sup>(マユ)</sup>ノ住職タルヤ（脱牌）、恰モ明治革新ノ際當リ。宗門ノ制度一般僧侶ノ風儀乱麻ノ如シ。所謂瓦解ノ時ナリ。藩籍奉還徳川家ト都テ關係ヲ絶ツ。魯雄<sup>(マユ)</sup>此変ニ乗ジテ殿堂ノ荘嚴仏具、法器、常住物一切ヲ恣財売ス。今二三ヲ挙レバ、（アルミニウム）製觀音尊像三十三、一体ヲ二分ニ、紺紙金泥法華經十二部一部ヲ二両、山王殿ノ屋根ヲ葺ケタル銅ヲ売却シタル如キハ、言語道断ト云フベシ。実ニ廢寺同様ニ荒蕪シタ

ルニ至レリ。而シノ魯雄<sup>(マユ)</sup>ハ帰俗ノ身トナレリ。

とあり、尾張徳川家との関係もなくなつたため、魯融は殿堂の荘嚴仏具や法器、什物などを売却し運営していた。例えば、アルミニウム製の觀音像三十三体を一体二分で売り、紺紙金泥の「法華經」十二部を一部二両で売り、山王殿の屋根を葺いた銅版なども売り払っていた。実に廢寺同様のように荒れていたのである。しかし、その行動により魯融は住職を脱世代（脱牌）され還俗してしまつた。したがつて、護国院は無住となり、そこで大方の弟子である光正院（名古屋千種区今池）三十三世恢網羅逸が看坊に依頼されている。それは明治四年から六年頃に市政の民政権判事より家令衆に出された文書（著者感）に、

市政懸り

家令衆様

民政権判事

社寺懸り衆

護国院無住に付古井村光正院先々住羅逸え看坊申付候此段為御承知申進候 已上

七月二日

尚々御神用御祈念向等え付御取扱品も候は、宜御取計有之様存候 已上

とある。羅逸の俗姓は不詳であるが、明治十八年九月二十八日に示寂している。

では、羅逸が看坊となつていたのはいつ頃であろうか。おそら

く魯融が脱牌された後、まもなくと思われる。その後は「記録」によれば、

禅杲和尚大家ノ顔レタルハ一木ニテ支ヘ難シ。更ニ残余ノ器物ヲ売却シテ生活ノ資ト為ス。貧窶窮マレリ。瀕死ノ際一壇ノ葡萄酒ヲ購フ能ハズ。

とあり、同四年九月以後に素玄寺にいた禅杲が住持となった。しかし、その頃も疲弊しており、残った什器などを売却して運営を行っていた。

禅杲の略伝をながめてみると、明治十八年六月三十日調で曹洞宗務支局へ提出した各寺院の僧名報告書の「明治十八年僧侶現員調<sup>(5)</sup>」には、護国院の項に

愛知県<sup>土族</sup>尾張国名古屋区長柄町大橋政治同居

全国全区布ヶ池町護国院住職

平民 竹 内 禅 杲

弘化四年五月十九日生

愛知県<sup>平民</sup>尾張国名古屋区小川町中島栄助同居

全国全区布ヶ池町護国院前任職

平民 舟 橋 慶 雲

文政九年一月一日生

同寺前任住大方徒

十八年十月九日  
編入願

藤 岡 瑞 苗

とあり、弘化四年（一八四七）五月十九日の生まれである。号は

大圓であった。また、素玄寺蔵の「素玄寺僧籍簿」の縁三の弟子に

愛知県管轄尾張国愛知郡名古屋竹屋町桶工竹

内儀蔵三男

安政元年甲寅四月二日於尾張国名古屋護国院

得度文久三年癸亥ヨリ明治三年庚午マテ所々

徧歴修学同曆四年辛未夏於信濃国長興寺長老

同年九月當山エ入寺修学罷在候

弟子

禅杲

壬申 二十七歳

とあり、愛知郡名古屋竹屋町の桶工である竹内儀蔵の三男であったことがわかる。安政元年（一八五四）四月二日に護国院で得度しているが、受業師は当時の住職（三世）円爾大方である。文久三年（一八六三）より明治三年まで各地に徧歴し修学した後、同四年夏には長興寺（塩尻市大字洗馬）の結制で首座を務めており、九月からは素玄寺で修学していた。その後、詳しい年次は不詳であるが、看坊の羅逸が退院した後には護国院の住職に就いて

いる。  
明治十六年六月には、盛巖寺（西尾市馬場町）十八世普説黙宣に護国院の什物であった黙室良要の糞掃二十五条衣を譲っている。その縁由が箱書きに

此糞掃二十五条衣者黙室禪師被衣ニ而為三護国院什物之一。  
師移化于今数十年際時勢之變遷ニ院モ亦頗属シ衰遲ニ余慮リ此物  
後來或ハ散失一就今ノ住職禅杲力生ニ請三更ニ為ニ盛巖室中ノ什  
宝ニ力生慕抄ニ肯可ス焉。余乃募ニ篤信ノ信士女一少カ醜ニ集ニ義貨ヲ

報<sup>スルニ</sup>以<sup>ニ</sup>垂帷一帳及<sup>ヒ</sup>金貨少許<sup>ヲ</sup>。仍<sup>テ</sup>拝<sup>シ</sup>受<sup>シ</sup>此衣<sup>ヲ</sup>永<sup>ク</sup>鎮<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>當山<sup>ニ</sup>矣。於<sup>レ</sup>是<sup>ニ</sup>記<sup>ス</sup>其緣由<sup>ヲ</sup>。以<sup>テ</sup>貽<sup>ス</sup>後昆<sup>ニ</sup>云爾。

禪師三世之嗣孫

明治十六年六月盛巖十八世宣普説

謹誌

と記されている。なお、同十五年から二十年頃に曹洞宗の両大本山を維持するための永代祠堂金を募る護法会が生まれた。永平寺に所蔵する永代供養名簿の「愛知県第壹号 壹」には「護国院担当」があり、それをみると「尾張国名古屋区坂上町 竹内儀助」とある。続いて「釋香觀信士 釋香道信女」と二名の戒名が記されている。「素玄寺僧籍簿」にある生家の住所の竹屋町は、後に坂上町と改められているところから、竹内儀助は禅果の兄弟であり、戒名は両親かと思われた。そして同二十三年一月二十二日に示寂している。

護国院の任職になった後、明治十六年頃まではまったく明らかにならないが、「明治十八年僧侶現員調」には竹内禅果の前住として舟橋慶雲の名があげられている。年次からすれば、四世縁三のようであるが、伝記からみると該当しない。では、魯融のことであろうか。魯融と慶雲が同一人物であったならば、文政九年（一八二六）一月一日生まれで、明治三十七年（一九〇四）六月四日示寂のため七十八歳の生涯となる。しかし、今のところ同一人物であることを確認できる資料はみえず、舟橋慶雲については

不詳である。

注

- (1) 慶応三年正月十日に縁三より永平寺監院へ出された書簡の写は、永平寺に所蔵する慶応三年の「往復書簡留」にある。
- (2) 「護国院歴代事蹟略<sup>珍牛 繁室 大方 縁山</sup>」は名古屋市鶴舞中央図書館蔵の名古屋市史編纂資料 市11・113・23〜24に所収している。
- (3) 安政六年八月七日の火災説は泉柳寺所蔵の「諸堂焼失以来の概要」や「由緒沿革書」による。また、同寺に所蔵する「半僧坊略縁起」（五世修禪圓證代作成）や「趣意書」（七世大機信哉代作成）によれば、文久元年（一八六一）八月六日の火災となっている。ここでは安政六年説を採った。
- (4) 天然元暁の示寂日は、泉柳寺の過去帳によれば明治十二年八月十八日とあるが、位牌裏には「明治十二年旧七月朔日」となっている。
- (5) 「明治十八年僧侶現員調」は永平寺に所蔵する。
- (6) 長興寺の明治四年当時の住持は二十世仙洲量海であり、略伝は田村岩雄「青松山長興禅寺寺史」（昭和五十三年十月 長興寺）五十六頁にある。なお、その時、禅果は享和二年（一八〇二）八月十二日に珍牛より長興函丈大和尚（十五世角翁惠瑞）へ出した書状の軸（素玄寺蔵）を珍牛の法系者として譲り受けている。その軸の外書きには「書簡 珍牛和尚筆 旨明治四辛未夏禅果具寿於埋山請第一座□□□牛老師法系也依隨縁讓兄□□□」とある。

## 六世 伊藤俊禪

東向寺（本渡市本町）の岡部石龍の「記録」によれば、

瀕死ノ際一壇ノ葡萄酒ヲ購フ能ハズ。偶々禪芳寺大英和尚（現監寺）問疾ノ次テ之ヲ求メ与ヘリ。満面歎ヒヲ顯ハセリ。且ツ懇ロニ没後ノ継席ヲ囑託セラル。大英和尚ハ悲境ニ迫リ不得已嗣子俊禪ヲシテ壹百参拾円ヲ債務ヲ帯ビテ後董ノ任ニ當ラシム。

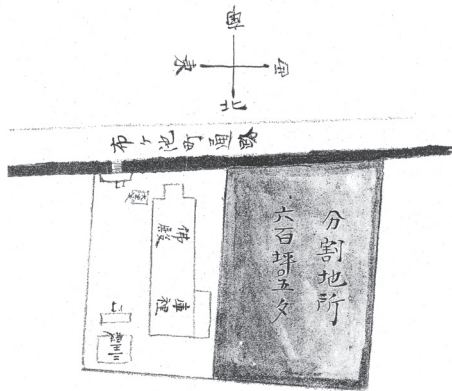
とあり、五世竹内禅杲の項でみたように当時の護国院は疲弊していた。そのため禅杲は開山珍牛以来の法系者より永平寺の同末である禅芳寺の住職門内大英に体調はよくなかったのにも拘らず、護国院の護持を求めた。そこで、禅杲は自分の示寂後の住職を囑託したところ満面に歎びをあらわした。門内はやむを得ず、壹百参拾円の債務を肩代わりして、法嗣の伊藤俊禪を後任住職とした。

では、伊藤俊禪とはどういう方であろうか。明治十八年六月三十日調の「明治十八年僧侶現員調」の「禅芳寺」項によれば、当時の禅芳寺は住職の門内大英を始め前住職林鶴仙、門内大英徒弟の伊藤松兵衛、水野伊兵衛、吉田梅次郎の五人が在籍していた。俊禪は伊藤姓であるところから伊藤松兵衛のことであろうか。伊藤松兵衛は愛知県尾張国名古屋区常盤町甲十五番地戸主で、弘化

四年（一八四七）十二月二十五日に生まれている。俊禪の一人娘きやうの子で孫にあたる伊藤俊彦氏（あわらし龍雲寺住職  
元駒沢大学教授）の御教示によれば、「母（きやう）から俊禪の僧形の姿の話は聞いたことがなく、まったくの俗人であった」といわれる。しかし、明治二十三年以後の「愛知県第一号曹洞宗務支局下寺院表」の「護国院」には、住職として伊藤俊禪の名があげられている。<sup>(1)</sup> 前住職竹内禅杲は同二十三年一月二十二日に示寂しているところから、示寂後まもなく住職に就いたものと考えられる。

同二十六年十一月二十日には功德院（名古屋市中区裏門前町）住職岩山臥龍の冬安居初会結制に随喜している。曹洞宗務支局へ

名古屋市布ヶ池町寺番地



「境内地所分割願」別紙図面

提出した報告書をみると、護国院住職として名があげられて<sup>(2)</sup>いる。

同二十八年七月には、境内地の宅地（名古屋市布ヶ池町壱番地）千坪九合のうち六百坪五勺を分割して境外地となし、愛知県第一号曹洞宗中学院新築のために貸渡すことになった。境内の西側部分であったが、当時の護国院が今だに疲弊していたため貸したのであろう。

その願が伊藤俊禪より越本山執事福山黙童と愛知県知事時任為基に出されており、それには、

境内地所分割ニ付御添書願

尾張国名古屋市布ヶ池町壱番地

曹洞宗護国院

別紙願之通、該寺維持ノ為メ今回協議ノ上境内分割之儀願出度、依テ特別之御詮議ヲ以テ愛知県知事へ御添書被成下度、此亦連署ヲ以テ奉願候也

右護国院住職

伊藤俊禪

名古屋市布ヶ池町十四番戸

信徒総代 八木秋豊

當市辰巳町十三番戸

同 齋藤弥五六

全市水筒先町六十六番戸

全 首藤俊之

全市宝町禅芳寺住職

法類総代 門内大英

越本山執事

福山黙童殿

境内地所分割願

尾張国名古屋市布ヶ池町壱番地民有地一宅地千坪〇九合 曹洞宗護国院敷地内六百坪五勺境外ニ分割スル分

右之地所本院境内ニ候処、該院維持ノ為メ今回分割シ境外之分貸渡ノ上、愛知県第一号曹洞宗中学院新築為仕度尤モ寺務ニ関シ聊差図筭無御座候条、御允許相成下度、別紙図面相添此亦奉願候也

右護国院住職

伊藤俊禪

名古屋市布ヶ池町十四番戸

信徒総代 八木秋豊

全市辰巳町十三番戸

全 齋藤弥五六

同市水筒先町六十六番戸

全 首藤俊之

全市宝町禅芳寺住職

法類総代門内大英

愛知県知事時任為基殿

とある。続いて十一月十二日には、護国院（伊藤俊禪）より福山黙童執事へ願書に調印を請う書簡を出している。それは、

時下寒冷之砌り、遙伏以福山御執事大閣下、増御壮栄ニテ宗務掌握被遊候条、奉南山候、専陳は弊院境内地所分割ノ上、曹洞宗中学林建築仕度候間、何卒別紙願書へ調印被成下度候也

二白 函面之儀は郵便税を省く為め、封入不仕候間、右様承被下候

永平寺直末

布ヶ池町

護国院

十一月十二日

福山御執事大閣下<sup>(3)</sup>

とある。

さて、万松寺（名古屋市中区大須）境内にあった小学林は、明治二十三年七月の曹洞宗教育令の発布により、曹洞宗専門支校を曹洞宗小学林と改称して旧学科に一般普通学を教授することとなった。そのため校地を求めていたのである。そこで、護国院の境内地を分割して借り受け、教場や寄宿舎などを移転した。翌二十九年二月には小学林を中学林と改称し中学、小学の二教科とした。全国を三十学区に分け、一学区毎に一中学林を設けるという宗令により、愛知県は第八区に属して第八中学林と改称した。当

時の役職員が「宗報」第六十一号（明治三十二年七月発行）に紹介されている。監理は近藤疎賢、教授は田中懐光、学監は石橋東倫、益山慈照、副学監は船橋孝道であった。しかし、同三十二年には第七、八、九の各中学林が合併し、愛知中学林と改称することになった。そのため校地をさらに拡張せざるを得なくなり、広い校地を求めた。しかも同三十五年九月には、全国を四大学区に分けて学区毎に一中学林を創立し宗務院の直轄とした。管長の統裁とする教育令に改正されたところから、曹洞宗第三中学林と改称した。同三十六年一月には大久手（愛知郡千種町大久手）に三千坪の土地を購入し教場、講堂を新築して寄宿舎などを移転し落成した。

このように明治二十八年十一月頃から同三十五年十二月頃迄は、護国院の旧境内地に曹洞宗第三中学林が所在したのであった。<sup>(4)</sup>

同三十年には、一月二十一日に京都の道正庵において行われる高祖大師御遠忌と家祖木下道正の六百五十年忌法要のため、影堂の再建や補助金、香誼などとして護国院は三十円を寄附している。<sup>(5)</sup>

同三十二年には、一月十八日午後二時より護国院で観音講員祖先供養のための大施餓鬼が行われ、法要後に水野雷幢の説教があった。（「能仁新報」第五七五号）三十五年には四月十八日より五月八日迄永平寺において高祖大師六五〇回大遠忌が修行された。この頃から護国院は、日本の真ん中に位置する地に宗門信仰

の地となるよう伽藍を建造し、永平寺に属する寺院として有志の寺院及び信徒の外護を得るよう努めていた。<sup>(6)</sup>三十七年八月一日には曹洞宗末派寺院の等級級階が査定され、翌三十八年一月一日より施行されることになった。それによれば、護国院は「四等法地 六十五級」であった。(「宗報」第一八三号)

四十年七月に調査された永平寺直末寺院の「直末寺院臺帳」には、護国院住職が伊藤俊禪となっており、開山は「五十七世禹隣禪師」とある。四十一年四月二十三日より二十九日迄、永平寺では三世徹通義介禪師の六百回大遠忌授戒会が修行された。全国より寺院住職が随喜することになり、護国寺(院)住職の配役は名古屋宿坊係であった。また、伊藤俊禪の本師の門内大英(禪芳寺住職)は、菩提座妙高台の接客主任の役に就いている。<sup>(7)</sup>しかし、五月十二日には伊藤俊禪が示寂した。病名や示寂の様子はまったくわからないが、おそらく伊藤は四月に永平寺で行われた徹通禪師六百回大遠忌に随喜することはできなかったのではなからうか。そこで、七月九日に門内大英が護国院の兼務住職に就くことになった。<sup>(8)</sup>

## 注

- (1) 「愛知県第一号曹洞宗務支局下寺院表」は「永平寺東京別院文書」38-14に所収している。  
 (2) 平田寺(北名古屋市九之坪)に所蔵する「平田寺文書」135-2にあ

る「尾張国名古屋市中門前町功德院冬安居初会結束打給」に記されている。

- (3) 中宗林新築のための「境内地分割添書類」は「御直末護国院境内地分割添書類」(「永平寺文書」7-94)にあり、本稿で初めて紹介する書類である。

- (4) 護国院境内にあった曹洞宗第八中宗林時代から大久手の曹洞宗第三中宗林時代への変遷は『愛知学院九十年誌』(昭和四十一年十月成田芳髓)六頁以下、四十二頁〜七十三頁や「興風」第壹号(明治三十二年十二月発行)や第十号(明治四十四年発行)附録の「曹洞宗第三中宗林一覽」を参考にした。

- (5) 道正庵文書(永平寺蔵)四九八の「明治三十年高祖承陽大師御遠忌家祖道正六百五十年忌法要執行ニ付影堂再建ノ補助及香誼寄贈金領収原簿」による。

- (6) 名古屋別院に所蔵する「由緒沿革書」(昭和十七年三月十二日に住職大洞良雲より愛知県知事相川勝彦へ出した「寺院規則認可申請」に付けたもの)に「其後明治ノ変革ニ遇ヒ荒廢セシモ明治三十五年頃ヨリ有志ノ寺院及信徒ノ外護ヲ得テ今日ニ至ル」とある。また、大正三年八月に護国院住職木田韜光らより永平寺東京出張所監院大仏輔教に出示された「請願書」による。

- (7) 「宗報」第二七六号(明治四十一年六月十五日発行)の「大本山永平寺三世徹通義介禪師六百回大遠忌授戒会」及び陸鍼巖「吉祥水」(明治四十一年六月 円通寺)十二、十三頁に紹介されている。

- (8) 「宗報」第二八一号(明治四十一年九月一日発行)の「住職任免」により明らかになる。



七世（八世重興） 門内大英

明治四十一年七月九日に護国院の兼務住職に就いた門内大英は、すでに同七年五月十八日に禅芳寺（名古屋市中千種区園山町）六世に就いていた。

禅芳寺は慶長十九年（一六一四）に桂林彦左衛門、松井勘兵衛の取次により、尾張藩初祖義直公から寺地を拝領して元和年間（一六一五―二四）に永平寺二十一世海巖宗奕を開山に勧請して開かれた寺である。草創開山は海巖であるが、法地開山は龍山泰門、伝法開山は永平寺六十世臥雲童龍を迎えている。<sup>(1)</sup> 永平寺直末であり、禅芳寺と護国院は同末関係にあった。

門内は「明治十八年僧侶現員調」によれば  
愛知県平民 尾張国愛知郡横井村十番邸門内伝吉二男  
全国名古屋区宝町禅芳寺住職

平民 門内大英  
嘉永三年三月十八日生

とあり、愛知郡横井村十番邸（現在、名古屋市中川区横井町）の門内伝吉の二男で、嘉永三年（一八五〇）三月十八日の生まれであった。しかし、「曹洞宗務院僧籍簿」には、

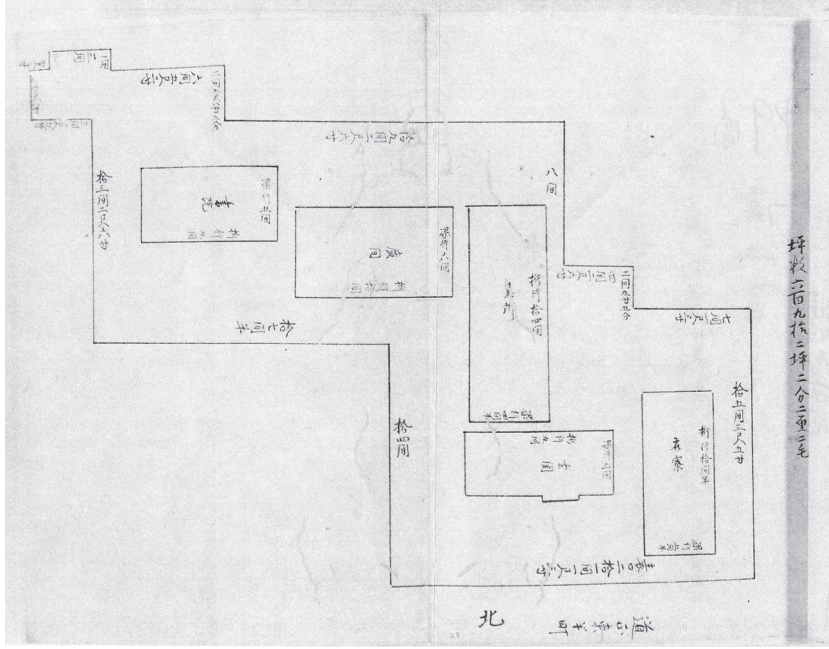
族籍	愛知県愛知郡一荒子村 大字横井二七番地	
名氏	門内大英	
要摘	誕辰	嘉永五年一月十日 日生
	前住	

とあり、族籍は「愛知郡荒子村大字横井二七番地」となっている。「明治十八年僧侶現員調」と異なるのは、所在地の表示の変更かと思われる。誕辰は嘉永五年（一八五二）一月十日となっているところから、嘉永三年三月十八日との二説がみえる。元治二年（一八六五）二月二十八日に禅芳寺五世の林鶴仙に投じて剃髮得度を受け、号を俊道、名を大英と称した。明治二年二月より清涼寺（彦根市古沢町）の長森良範について参禅修道するとともに、経論、余乗の研学にも努め、心事了畢の証明を得た。同六年夏には清涼寺で立職し、同年九月八日に受業師林鶴仙の室に入って嗣法した。翌七年五月十八日には師跡の禅芳寺を継いでおり、続いて八月二十八日には、永平寺に拝登し瑞世転衣した。同十年夏には禅芳寺で初会結制を修行しており、廃仏毀釈によって仏教界は混乱し多難な時代であったが、門内は道念を堅持して寺門の維持興隆に力を尽した。<sup>(2)</sup>

門内が護国院の住持となった明治四十一年頃は、京都の道正庵が疲弊に陥っていた。道正庵は京都市上京区道正町にあり、曹洞宗僧侶の宿坊のようなものであった。家祖は藤原隆英（一一七一―一二四八、号は縣山、初代木下道正）で、隆英は道元禅師に随って入宋した医僧であった。その関係から曹洞宗との関係は深

く、曹洞宗の僧侶が繪旨を下賜されるために参内する際、道正庵に宿泊し伝奏役である勤修寺家との取り次ぎ役であった。

屋敷内には衆寮を構えて宿坊としており、参内時の進退作法も指導していたといわれる。その役をする代わりに、道正庵の経営



「道正庵建物配置図」(「社寺録」より)

費は永平寺、總持寺及び曹洞宗末派寺院の援助によっていた。寛永十一(一六三四)、十二年頃の参内における朝廷への礼金は銀子二三匁五分、道正庵へは五匁の礼を納めている。当時金一兩が銀五十〜六十匁であったため、参内における費用は道正庵への礼金を含めて四兩から四兩半前後であった。<sup>(3)</sup>しかし、本来の道正庵は薬屋を生業としており、神仙解毒万病円(解毒円)という解毒薬を作り、曹洞宗寺院に販売していた。そこから解毒円は全国に広まっていったよう<sup>(4)</sup>で、それらが道正庵の収入源であった。

ところが、明治維新によって天皇が東遷したため、旧都への上洛参内はできなくなり、宗内限りで瑞世転衣は行われたが、上洛参内の儀式は自然に廃せられた。<sup>(5)</sup>そのため瑞世転衣僧は道正庵へ行く必要がなくなり、道正庵の収入源は絶たれてしまった。衆寮などの建物の維持と管理、土地の税金支払などが難しくなり、木下家は疲弊した。京都市上京区にある道正町、木下町一带は後堀河天皇から拝領した地であったが、土地の切り売りをせざるを得なくなった。<sup>(6)</sup>また、什物(墨跡、文書)なども売り払われたのである。

曹洞宗務本局より普達された明治二十九年九月二十一日付の号外で、道元禪師とともに木下家家祖の木下道正の大遠忌を営むにあたり、影堂再建のための寄附を全国寺院に願っている。しかし、物価上昇のため予定通りには集まらず、延期の広告が同三十一年三月十五日発行の「宗報」第三十号に当主木下隆禧より出されている。また、同三十七年十二月二十二日には、木下隆禧とそ

の母木下琴が連帯債務を負い、そのため千宗左を保証人に立て渡辺実雄（実は木田韜光）より金壹千八百円を借り受けており、その貸借證書があった。しかし、その債権は、実は木田韜光の債権で、渡辺実雄は名義主だけであった。しかも、渡辺は同三十七年十一月に死亡しており、そのため債権は木田であることを追認する必要が生れ、新たに證書を作成したのである。そのため一切の債務履行は木田に対して尽すことを一同承認し署名捺印しているのであった。<sup>(7)</sup>

土地の謄本によれば、明治三十二年八月頃から土地が売却されており、現在地（道正町四六六、四六七―一）の三六四坪は明治四十二年三月二十九日に永平寺が買取っている。<sup>(8)</sup>木下家（現戸主木下武彦氏）の口伝によれば、土地は当時の永平寺貫首森田悟由が私財を投じて買取った後、永平寺へ寄附されたといひ伝えられている。また、同日、木下隆禧より永平寺東京出張所監院の弘津説三へ、

#### 領収證

一金壹千貳百九拾七円貳拾八錢九厘

是ハ木田韜光殿ヨリ借入ニ係ル分

一金壹千六百円也

是ハ地所建家売渡代金トシテ

前記之金額正ニ領収仕候也

京都市上京区新町通寺ノ内上ル道正町

第四十壹番戸

明治四拾貳年  
參月貳拾九日

大本山永平寺代表者

監院弘津説三殿

木下隆禧

と木田韜光よりの借入金、地所、建家の売渡代金の領収証を出している。さらに、それにともなう木田氏よりの抵当権取消などの委任状の書上を、

一、木田氏抵當権取消委任状

一、永平寺買受二関スル委任状

一、租税代納ノ書類

一、木下家よりノ借家證書

芝公園五号地 永平寺

大仏輔教

吉田郡志比谷村壹番地

永平寺住職

森田悟由

とあるように、永平寺東京出張所の大仏輔教、永平寺の森田悟由が受け取ったことを記している。<sup>(9)</sup>

このように道正庵は、かなり疲弊していたようであったが、永平寺の援助により、かつての敷地の一部は永平寺の所有地として現在まで残っている。したがって、道正庵に安置していた道元らの木像もどうなるかわからない状況下にあったと思われる、門内は木像を護国院へ移して奉安することを考えたのであろう。また、抵当権者の木田韜光を始め永平寺貫首森田悟由にも願ったのでは

なかりうか。なお、森田とは師兄で法を嗣いだ天瑞白龍が門内の住持していた禪芳寺三世であり、縁の深い関係にあった。

そこで、木田を再建工事の総裁に拝請して奉安殿と称する本堂工事に着手した。早速、五月には殿堂の起工式が行われ、また、隣地で御料林五千坪の払下げも出願した。十二月には御料林の払下げが許可され、翌四十三年三月には地形築りが終わり、六月十日に奉安殿のほとんどが竣工した。そのため道正庵より道元自らが御点眼したといわれる木像と永平寺二祖の懷葬が自己開眼したといわれる木像を奉安して、その入仏式が行われた。ただし、懷葬の木像については明確でない。奉安殿は開山堂などの独立した建物ではなく、本堂（間口十間、奥行十七間半）に道元らの木像を奉安したことから本堂を奉安殿と称したのであった。

当日の様子が「新愛知」第683号（明治43年6月10日発行）と「宗報」第330号（明治43年9月15日発行）に紹介されている。それをあげてみると、

●奉安殿入仏式 客年五月、起工に係る當市東区布池町の承陽大師奉安殿は殆んど竣工せしに付、昨十日入仏式を挙行したるが、同式の概要を摘記せんに午前十時開基徳川宗春卿の安置式を挙行し、次で上棟式を挙行したるが、参加寺院百五十ヶ寺の僧侶出席、大般若の転読、発起人総代として堀内茂左衛門氏の建堂の辞、森本善七氏の頌辞朗読、木田総裁の式辞、白井有志寺院総代の祝辞朗読あり。次で各地より来し祝辞祝電四十余通の朗読、續て該工事関係者伊藤棟梁以下工

匠及び工事関係者の焼香、次で発起人一同の焼香等あり。更に午後二時半より宝祚の武久を祈る為め祝聖を行ひ、次で本尊上供供養、出班焼香、入仏大法養を行ひて、全く式を終りて御親教に移り、鈴木随行長の説教ありたり。而して本日も零時三十分大般若経を転読し、施主家の祈祷、施主家先亡の施餓鬼法会を行ひ終つて御親教に移り、鈴木随行長の説教ある筈なり。因に昨日参集したるは、前記寺院の外、参詣の老若男女千三百余名なりと。（「新愛知」）

十日十一日ノ護国院奉安殿入仏式上棟式ニ御臨場アラセラル入仏式 護国院奉安殿ニ於テハ、朝来続々来集セシ尊宿貴賓等約一千五百名サシモ、間口十間奥行十七間ノ大伽藍モ立錫ノ余地ナカリキ、午後一時殿鐘三會式ハ本殿ニ開カレタリ。総裁木田韜光師ノ先導ニテ猥下数多ノ随行ヲ従ヘサセラレ御臨場、上棟式転大般若御親修遊ハサレ、次テ発起者総代堀内茂右衛門氏及ヒ監督総代森本善七氏ノ本殿創立ノ主旨、総裁木田韜光師ノ式辞、大阪吉祥講代表者白井松之助氏、當地有志寺院総代陸鉞巖師ノ祝辞了テ、式場係小倉俊丈ハ四方雲来ノ祝文祝詞祝電五十余通ヲ朗読シ暫時休憩、其間参拝者一同 承陽大師ノ御真儀ニ随時焼香、二時半ヨリ再ヒ祝聖本尊上供、三祖奉安式、出班焼香観音経遶行ヲ御親香アラセラレ、次テ御親教了テ鈴木侍局ノ説教アリテ式ヲ終リ、祝菜ノ

饗応アリ。近年稀ナル盛況ナリキ、尚十一日モ前日ト同様ノ  
法要ヲ厳修シ、十二日ヨリ三日間永代祠堂施餓鬼会ヲ執行セ  
シカ、日々多数ノ参拝者アリタリ。當日随喜寺院約百二十余  
名ナリ。狛下ハ十三日名古屋発錫御帰京アラセラル。(宗  
報)

とあり、これらによると、十日は午前十時より開基徳川宗春卿の  
安置式、次いで上棟式を挙行した。一五〇ヶ寺の僧侶が出席し、  
『大般若経』の転読や総代らの祝辞、祝電の披露が行われてい  
る。その後の休憩時間には、参拝者一同が道元の木像に随時焼香  
し、午後二時半より再び祝聖本尊上供、三祖奉安式が森田悟由の  
御親修によって行われた。次いで、待局の鈴木天山随行長の説教  
もあり、参詣者は老若男女一、三〇〇余人を数える程であった。  
翌十一日にも同様の法要が行われ、十二日より三日間は永代祠  
堂施餓鬼会を修行し、毎日多くの参詣者で賑わった。

六月十日の入仏式における森田悟由の香語は、

尾州名古屋市奉安殿入仏式

吉祥門下古禅林。新改旧観更布金。好雨洗清天地去。莊  
嚴殿上演<sub>三</sub>円音<sub>一</sub>。

とあり、当日は雨天のようであった。雨が天地を洗い清め、新し  
く成った伽藍によき雨音が響いていると述べている。なお、御親  
修による出班焼香は『観音経』で遵行したとあり、それは「三祖  
奉安式」となっている。「三祖」は二祖の誤りかと思われたが、  
もし「三祖」ならば、道元と懷辨以外の誰をさすのであろうか。

護国院の僧堂講師であつた米本孝巖の「高祖道成の靈境」によ  
れば、

今更改めて言ふまでもないことではありますが、仁王山護国院  
が奉安殿と称せられて、高祖大師、二祖国師、太祖大師の三  
祖を奉安して、真箇の曹洞精神を弘通し、如法に仏道を研学  
修禅して、布教伝道と、人材の養成に、貢献するための道場  
を建立された理想と抱負との由来を三省四思することは、決  
して無意義のことでないと思ひます。<sup>(12)</sup>

といており、高祖大師(道元)と二祖国師(懷辨)、太祖大師  
(瑩山)の三祖の奉安であつたという。

ところが、大正四年七月に刊行された『名古屋市史』社寺編を  
編纂するため、護国院を調査した記録がまとめられている『名古  
屋寺院誌<sub>東区</sub>』の「護国院」には、

承陽大師木像 伝自己開眼 元在京都道正庵  
孤雲懷辨木像 伝自己開眼 元在京都道正庵

とあり、続いて「道元、孤雲二師ノ木像ハ明治四十三年六月十日  
京都道正庵ヨリ移転入仏式ヲ挙ゲタリ」といつている。すなわち  
京都の道正庵より道元と懷辨の二祖師の木像を移転したとある。  
しかし、「宗報」第三三〇号には「三祖奉安式」となっており、  
米本孝巖の指摘した太祖大師の木像については何も記されていな  
い。そのため道正庵より道元と懷辨の木像を奉安した後、新たに  
太祖の木像あるいは位牌を奉安して三祖としたのであろうか。

次に、道正庵に安置されていた木像について、道正庵の文書か

らながめてみよう。現在、永平寺に所蔵する「道正庵安置高祖御木像改装一件」によると、永平寺六十世臥雲童龍が安政元年（一八五四）に上洛の折、道正庵の道元らの木像に対して環をとりはず改造の沙汰を出した。それに対し、安政四年（一八五七）の道正庵の答えは、

答申上仰之通何歎差纏候趣伝承仕候

一於道正庵に永平寺惣持寺開山之像并に道正庵元祖之像安置致有を、當春永平寺より當表え役僧を以右木像之環紐取直し候趣、其上金銀之わいろうにても貫取計候哉、何歎永平寺より書達にても可有筈、岐度相答候様御達

御答申上、右者去ル寅年比永平寺被達候儀者開山之法服等相違之処有之間、早速可相直様被申達を直し方後れ有之に付、當二月拙童と申僧上京にて申候者、已前相達置候通、急々取計候様申聞候に付、早速に取掛相直し申候

右に付わいろう等聊不申請、尤左様之儀は毛頭無御座候、付て者拙童口達にて取計候筈には無之駈と證抛之書達にても有之者、無相違有体に申様御達

とあり、道正庵には永平寺、總持寺の両開山像と道正庵の元祖の像（木下道正）を安置していたことがわかる。同年春、永平寺より役僧の拙童<sup>13</sup>が来て、この木像の環紐を取はずことと金銀のわいろまで請求していたのではないかといっている。また、京都の大仏師らが西御奉行所へ差出した「口上書」によれば、

京都大仏師共

西御奉行所え差出書面 式通之内

就御尋口上書

一道正庵安置之木像相直し候儀御尋御座候、此義永平寺開山道元禪師木像は古来之古規模大衣に當二月相直し并道正庵木像者古来之外古規模五条衣之木像に新規、當二月相拵申候、且又惣持寺開山木像之儀者、いま其尽にて御座候、就御尋此段奉申上候

大仏師

興聖寺開山之義者、萬安和尚時代に建仁寺より拝請之趣承知仕候

御尋に付乍恐口上書

一私共今日被召出古木像三体、時代年数<sup>（イマ）</sup>監定可申上旨被仰渡奉畏拜見仕候処、古代之風有之候様相見え候得とも、何分五六十年前修覆有之候趣に相見え候、其節多分手入に相成候様奉存候に付、年曆等難相分、尤右三体之内、道元禪師像袈裟之処、近頃之直シ有之候様相見得申候、就御尋此段奉申上候、以上

仏師

茂助

源之丞

藤次郎

清助

九右衛門

治郎左衛門

とあり、二月には道元の木像を古来の古規衣の大衣に直し、木下道正の木像は、新しく古規の五条衣の木像とした。また、總持寺開山の瑩山の木像は、従来のままにしたという。また、仏師らによる時代年数の監定(マダ)によれば、五、六十年前に修復したものとみられ、その際にかかりの手入れがなされており、年曆などは判明しない。道元の木像の袈裟については、最近の直しが入っているようだとして述べている。

このように道正庵には道元、瑩山、木下道正の三体の木像があったことが明らかになる。道元、瑩山が祀られている理由は、永平寺か總持寺での瑞世を終えて繪旨頂戴のために京へ上り、参内する作法などを道正庵で習うところから、そこで宿泊した際、衆寮で朝夕の勤行を行うところから安置されていたのであろう。なお、安政四年十月二十七日に永平寺代として江戸の大円寺の是山、海雲寺の常焉、海晏寺の慈光から寺社奉行所へ出された「口上書」(永平寺蔵)によれば、嘉永五年(一八五二)三月に道正庵知客の田中正蔵より聞いたところによると、

去子年三月

禁裡御撫物御守護役永平寺代是山相勤候節、右三ヶ寺触達之

趣道正菴并同菴知客田中正蔵え申聞、菴内に安置有之宗祖之木像は、天明年中當菴類焼之節、実は焼損之由に候得共、修復と申立再造之趣に承及候間、其節より定て弊風衣着用之像に相成候事と存候。當年は、別て宗祖之六百年忌相當にて諸国寺院も當菴に可致群宿候間、早々改正可申上置旨相達候様に禪師より被申付候。依て此段可相心得旨申渡候処、菴主正藏共承知仕早々御改正可申上旨申答候。猶又菴主申候には、三衣改正之儀、關東より御触達御座候段、昨年より内々聞及申候。兼て其心得に罷在候。當菴元祖之木像往古より御本山に安置之像は、如法之御袈裟着用仕候処、當菴に安置仕候像は、慶安天明類焼之節造り替申候哉。掛子着用に相成居申候間、今般宗祖之御像改正申上候序に、元祖之像も御本山に御座候通に如法之御袈裟着用之像に仕度奉存候。乍併御袈裟着用之像には不相成者に御座候哉与相尋申候間、是山相答候には、夫は結好成(マダ)所存也。本山開山堂に往古より安置之像は如法之御袈裟着用に候間、當菴之像も同様可有之筈、掛子は元來仏教祖訓にも無之、後人之妄作近來之弊風衣に候得共、式百年来より追々相用來候間、定て天明火災修復之時、右様掛子着用之像に相成候事に存候間、永平寺え往古より在之像之通に可致改正旨申聞……

とあり、道正庵にある道元の木像は、天明年中(一七八一—一七八)に道正庵が類焼の節、實際は焼失したが、修復と申し立て再造したといわれる。それより弊風衣(掛絡)着用之像となった。

それを嘉永三年（一八五〇）の道元六百回忌にあたり、改正することを諸国寺院へ触が出され、道正庵へも達があった。往古より永平寺に安置されている道元の木像は、如法の袈裟を着用しているが、道正庵の木像は慶安（一六四八―五二）、天明（一七八一―八八）期に類焼したため、造り替えて掛絡の着用となった。そこで、今般、道元の像を改正するついでに木下道正の像も如法衣着用の像としたいと尋ねたところ、是山の答えは結好（マツ）といい、掛絡は仏教祖訓にもない後人の妄作の弊風衣である。天明の火災で修復した時、掛絡の着用（マツ）の像となった。そのため永平寺にある往古の像の通りに改正すべきといっている。

この「口上書」から明らかなのは、慶安か天明の類焼以前の道正庵の道元の木像が、袈裟であったこと。しかし、類焼後に再造したものから掛絡となった。家祖の木下道正の木像も同じようであったと考えられる。

次に、現在の道正庵にある木像をみると、木下道正の木像が二体あるのみである。一体は僧形で、もう一体は衣冠束帯像である。僧形は縦七十三センチ、横四十九センチ、奥行三十一センチの木造漆塗で、掛絡を搭けている。この木像は、平成十四年（二〇〇二）三月の道元禅師七百五十回忌の時、記念事業として永平寺の聖宝閣を改築した際に展示された。<sup>14</sup> なお、永平寺承陽殿に安置されている木下道正像（始祖道正大菴主）は、現在、全体が黒漆で塗られており、掛絡ではなく環のない袈裟となっている。これは、嘉永―安政年間（一八四八―五九）の三衣論争の時、掛絡

を覆い隠して袈裟にしたものか、あるいはそれ以前から袈裟であったかは明らかにならない。縦七十五センチ、横五十センチ、奥行二十九センチであるところから、道正庵安置の木像とほぼ同じ大きさである。そのため道正庵に安置されている木像と作成時期などは何らかの関係があったものと思われる。元禄十一年（一六九八）七月の裏書があるところから、元禄年間には安置されていたことがわかる。<sup>15</sup>

では、衣冠束帯像をみると、僧形よりかなり小さく縦二十八・二センチ、横三十六・五センチ、奥行二十五・四センチで、台座の裏には、

當處元祖隆英之肖像

明治廿壹年十一月廿四日書

廿九代 隆禧九拜

とあり、明治二十一年十一月二十四日に木下隆禧が台座を作り記したものと思われる。

次に位牌をみると、道元、懷井、義介、瑩山、峨山の位牌がある。道元の位牌は、表が「永平開山仏性伝東国師」、裏には「嘉永七年二月廿四日依勅許謹改之」とある。瑩山は、表に「惣持開山弘徳円明国師」とあるのみで、裏は何も記されていない。これらは、道正庵衆寮にあった木像の前にあった位牌でなかるうか。なお、木下道正の位牌は、表が「道正庵元祖道正大庵主」とあり、裏には「縣山金吾將軍通議大夫藤原隆英朝臣 宝治二戊申年七月廿四日」と記されている。



日牌の「過去帳」は、萬延元年（一八六〇）九月に藤原隆禧が改めて書いたものである。二十八日には「永平開山仏性伝東国師 建長五丑八月」とあり、十五日には「總持開山弘徳円明国師 正中二丑八月」とある。道元と瑩山は記されているが、懷辨、義介、峨山については何も記されていない。

以上、道正庵の文書、木像、位牌、過去帳などの考察から、道正庵より護国院へ奉安されたものは道元と瑩山の木像のみで、懷辨の木像はなかったように思われる。また、位牌は奉安されなかつたであろう。それは、両祖師とも国師号になつてゐるため、明治十二年と四十二年には承陽大師、常済大師と大師号を勅賜されている。そのため護国院で新しい大師号の位牌が作られ、祀られたものと思われる。しかし、残念ながら、現在、奉安されていた木像をみた人は誰もいない。そのためそれを確認することはできないが、道元の木像は、三衣論争で袈裟の環がとりはずされた姿となり、一方、瑩山は、従来のままの環がついてゐる袈裟の姿であつた。文書からみる限り、道元の木像は三衣論争で環をとりはずした姿と思われるが、実際にとりはずされたかは明確でない。木下道正木像も同様であつたが、現在、道正庵（木下武彦氏宅）にある道正像は掛絡のままである。そのため環がついた袈裟であつたか、ついていない袈裟であつたかを断定することはできないのである。

護国院が奉安殿となつたことから、永平寺と同じように掛搭する雲水がでてきた。永平寺安居僧の記録である『大圓寛海』によ

れば、明治四十三年十月一日には馬場観道（群馬県上野国佐波郡伊勢崎町 同聚院住職鶴牧得之徒弟）、玉嶋鶴禪（山梨県西八代郡久那土村 長松院住職玉嶋鐵牛徒弟）の二人が直接に掛搭してゐる。また、十二月一日から七日間、接心会を修行した。それには一般の方の参禅も許されている。入仏式以来、永平寺より数十名の雲衲が派出されており、西堂の戸沢春堂、単頭の鴻春湖らが接衆に務めた。<sup>(16)</sup>

翌四十四年一月二十三日、門内は三年間務めた兼務住職を辞任し、奉安殿再建工事の総裁であつた木田韜光が住職に就いた。門内は監寺となり、護国院の実質上の運営に力を尽し陰の源動力者となつた。

## 注

- (1) 禅芳寺の略由緒は、『名古屋市史』社寺編（大正四年七月 名古屋 市役所）五八一頁による。
- (2) 門内大英の略伝は、柴山游月「面影」（昭和五十九年六月 『奉安殿と門内監寺老師』（奉安殿同参念）五十八頁以下を参照した。
- (3) 道正庵と曹洞宗との関係や参内における礼金や道正庵の運営が曹洞宗一宗の勸化によつていたことは、『永平寺史』（昭和五十七年九月 大本山永平寺）五九六―六〇〇頁によつた。
- (4) 栗野俊之「解説」道正庵文書「一貞讓状」（その一）（平成十三年一月「傘松」第六八八号）井原淑朱「總持寺宝物殿所蔵の道正庵関係資料について」（平成十八年三月「宗学研究」第四十八号）納富常

天「總持寺宝物殿所蔵『道正庵文書』」(平成十八年四月「鶴見大学仏教文化研究所紀要」第十一号)などにも道正庵のことが説明されている。

- (5) 栗山泰音『總持寺史』(昭和十三年三月 大本山總持寺) 三二一—二頁の出世参内の最終期による。また、麻蒔舌溪『曹洞宗史要』(明治二十六年五月 明教社) 一三二、一五六頁によれば、明治五年に僧位僧官などが廃止されたことにより、転衣の儀式がかわつてきたことをいう。

- (6) 道正庵の略由緒は、明治元年十一月に道正庵法眼より京都府御役所へ出された「口上書」に記されている。これは、明治三年十月に改められた「杜寺録」(京都府立京都学・歴史館蔵)に所収している。それによれば、境内の坪数や建物の配置図が添付されており、建物には衆寮、玄関、台所、広間、書院がある。衆寮は桁行拾間半、梁行五間半の大きさであった。なお、江戸期は課役免除の特典を与えられていた(松本利治『京都市町名変遷史Ⅰ 御所周辺Ⅰ(上京区)』(昭和六十三年二月 京都市町名変遷史研究所) 六三八頁)。境内地の総坪数は六九二坪二分二厘二毛である。しかし、明治三年十月に道正庵法眼より京都御政府へ出された「拝領地」(明治三年十月「諸寺院坪数留」京都府土木掛)所収によれば、総坪数六六九坪七分三厘で、その内の二九三坪七分五厘が家の建坪で、三七五坪九分八厘が空地であった。そのため両文書では、坪数の相違がみえる。その後、道正庵は明治十八年に作成された「寺院明細帳(府内)」にあげられておらず、その間に道正庵はなくなり、土地も建物も木下氏(二十八代隆從、二十九代隆禧)の所有となった。しかし、木下家は疲弊したため土地の切り売りが行われるようになったのである。

- (7) 永平寺蔵「道正庵文書」七〇二の「道認證書正式謄本」による。
- (8) 京都市上京区新町通寺之内上る二丁目道正町四六番(五三五、七

〇平方メートル) 四六七番一の一(六六九、八一平方メートル)の登記記録による。

- (9) 永平寺蔵「道正庵文書」七〇九の「領收證」「抵當権取消に要する書上」による。
- (10) 御料林払下げについては「新愛知」第六七三二号(明治四十三年三月二日発行)で出願中というが、「新愛知」によれば、明治四十三年二月に払下げが許可されたことになっている。
- (11) 森田悟由の奉安殿入仏式の香語は「重興永平大休悟由禪師広録」第二巻(大正八年三月 三合庵) 五十七丁右にある。
- (12) 米本孝巖「高祖道打成の畫境」は「護国」第五号(昭和十年六月二十日 淡交会) 十二頁にある。
- (13) 永平寺よりの役僧の名は、『永平寺史』一三一六頁で「拙量」とあるが、「拙童」の誤りと思われる。
- (14) 『大本山永平寺瑠璃聖宝閣』(平成十四年九月 大本山永平寺) 二十四頁、六十二頁で「木下道正庵主坐像」としてとりあげられ、紹介されている。
- (15) 元禄十一年(二六九八)七月が家祖木下道正の四五〇回忌にあたり、曾孫の貞順が新しく木像を作り奉納した。その木像の裏には「書安置永平寺當庵元祖高像之後 道正庵元祖道正大庵主彫像俗姓 縣山從三位行左衛門督藤原隆英謹依 特賜大證無得大禪師之尊命奉安 吉祥山永平禪寺承陽庵塔下、伏願 仏日增輝 祖風永扇 寺門清淨 家道繁興 元禄第十一龍集寅 七月廿四日 洛陽木下道正庵二十一代孫隆守貞順謹誌」と記されていた。(道正庵備忘集) 一六七(永平寺蔵)
- (16) 護国院での臘八接心については、「新愛知」第六九九八号(明治四十三年十一月三十日発行)で紹介されている。

付説——護国院住職に就くまでの門内大英——

門内が明治七年五月十八日に禅芳寺六世に就き、同四十一年七月九日に護国院の兼務住職になった頃迄をみたい。残念ながら文書などの資料がないため、地元で発行された仏教新聞の「能仁新報」や曹洞宗務局文書課より出た「宗報」などを中心にながめてみる。

明治二十五年八月十七日には永平寺、總持寺の両本山は分離するか、非分離かの紛議が起り、それに対し名古屋では、両本山非分離同志会が組織され、禅芳寺にその事務所が置かれた。そこで、役員を定め規則を設けて各寺院より義捐金を募集して運動が進んでいった。「能仁新報」第一二〇号）九月十七日には、禅芳寺で愛知県下の非分離主義寺院の集会が開かれ、同日の夜には大光院（名古屋市中区大須）で金山貫苗らを招聘して大演説会を行った。「能仁新報」第一二四号）十月一日には、禅芳寺内にあった金毘羅堂が前年の濃尾震災で破損したため修理し、上棟式と入仏式を行う予定であった。「能仁新報」第一二五号）十二月十三日には愛知仏教会の発起で、大光院において開かれた千島艦沈没者追弔会に随喜している。「能仁新報」第一三七号）

同二十六年十二月には、名古屋市内の信徒布教に中学林の職員を水野道秀らが私立曹洞教育と称して各所で講筵を開いた。しか

し、今回からは組織を変え、「名古屋吉祥講」と改称して、市内を八部に区分し、役員六、七名を各部に配置して講員事務を整理している。なお、禅芳寺は第二部であった。「能仁新報」第一八九号）

同二十七年三月には、「名古屋吉祥講」の規模が大きくなり、各地から支部の設置の申し込みが多くなったため「愛知吉祥講」と改称し、同講の布教師も任命された。「能仁新報」第二〇二号）また、四月二十七日に禅芳寺で「愛知吉祥講」第三号支部の発会式があり、降雨にも拘らず参詣者で溢れた。「能仁新報」第二一五号、第二一七号）七月二十七日午後二時から、禅芳寺で野々部至遊、水野道秀らの説教、法話の吉祥講が開かれた。「能仁新報」第二九〇号、第二九二号）

同二十九年には、四月二十七日午後二時より禅芳寺内の吉祥講第三号支部で、門内の導師によって両祖の報恩諷経、講員の先祖追福の無縁大施餓鬼会が営まれ、早川見龍が法話を行っている。「能仁新報」第四一〇号）

同三十年には、三月より門内が首唱者となって信徒の妄信を除くため、禅芳寺に仏教の通俗講義所を設けた。毎月十日と二十日の両夜に水野道秀と早川見龍が講師となり、『参同契』や『仏遺教経』の講義が行われた。この講義は同三十三年三月迄は続いていたようである。「宗報」第四十号、第九十号）

ところで、この頃（明治二十九年）から永平寺への参拝者が多くなってきた。それは鉄道の北陸線が福井まで開通したためであ

る。同三十二年には米原から富山までが開通しており、容易に永平寺へ参詣ができるようになった。また、同三十年九月二十八日には、森田悟由永平寺貫首、畔上榎仙總持寺貫首より全国末派寺院へ

### 告諭

却後明治三十五年九月八日 二本宗

高祖勅諭仏性伝東国師承陽大師ノ第六百五十回遠諱ノ聖辰ニ丁レリ。大本山永平寺ハ前例ヲ参酌シ、今年ヨリ遠諱宮弁ノ準備ニ従事シ、闔宗緇素ノ協力ヲ以テ仏殿僧堂庫院等ヲ改築シ及諸堂ノ宮繕ヲ加ヘ、且仏器法器其他必要ノ什器ヲ調製シ、慇懃鄭重ニ恩徳報酬ノ法要ヲ正當ノ聖辰ニ奉修セント欲ス。惟フニ 高祖大師ノ聖徳諱業ハ広大悠遠ニシテ、今日ノ宗門アルコトヲ致シ、幾万ノ法孫ト幾百万ノ檀信ハ実ニ江海罔極ノ慈恩ニ沐浴セリ。是故ニ末派寺院僧衆ハ精誠ヲ傾ケ、此盛挙ヲ翼賛シ、又檀越信徒ヲ勸奨シテ此大典ニ随喜セシメ、切ニ報恩謝徳ノ道念ヲ竭シ初中後ノ完全円満ヲ企図スベシ。

明治三十年九月二十八日

大本山永平寺貫首

勅賜性海慈船禪師

森田悟由

大本山總持寺貫首

勅賜法雲普蓋禪師

畔上榎仙

と、来る同三十五年に迎える道元禪師六五〇回遠忌を奉修する

「告諭」が普達された。そのため永平寺への参拝者が多くなり、「愛知吉祥講」では永平寺内に参詣者の宿坊の建立が計画され寄附金の勸募を始めた。(「宗報」第四十号) 同三十一年には建設許可が出て工事が始まっている。

三十一年九月五日には、午後一時より禅芳寺で愛知吉祥講第三号支部の世話人などが出席して両祖の御忌を営んだ。その概況をみると、

### 宗祖御忌と水陸勝会

當市宝町の禅芳寺に設立されたる愛知吉祥講第三号支部にては、去る五日午後一時より全講の世話人等が惣出席にて両祖の御忌を営みたりしが、今その概況を記さば、當日予定の時刻に到るや殿鐘を合図に一同式場に整列し、早川見龍氏は焼香師として肅しく正面に進み、最初に招首法語終て普同参拝をなし、最も懇ろに参同契、宝鏡三昧を繞行諷経し、夫れより門内大英師は自から大導師として同寺例年定期の水陸勝会を営んで新亡諸霊の追薦供養をなし、最後に早川氏が一場の説教を演述されたる由なるが、同日は残暑の厳しきにも拘らず参聴衆多く、近頃稀なる盛況なりしと云ふ。

とあり、(「能仁新報」第五五八号) 門内は水陸会で新亡諸霊追善供養の導師を勤めている。残暑の厳しかったにも拘らず盛況であったという。

翌三十二年になつても毎月十日と二十日の両日は、午後七時より禅芳寺で『観音普門品』『證道歌』などの通俗講義が水野道

秀、早川見龍によって行われていた。「能仁新報」第五八三号）そこで、尼僧の教育と接化に一生を捧げた堀密成も早川について余剰研究を行っていた。「曹洞宗尼僧史」三七九頁）門内と早川は、その他にも名古屋市内の富豪家や篤信家、各寺院の檀信徒総代の家などへ勸化に赴き、寄附金の勸募に奔走していた。「能仁新報」第五八六号）

五月十一日には永平寺の「愛知吉祥講宿坊」（名古屋吉祥講宿坊）の入仏式が修行された。森田悟由の導師の下に永平寺役寮、雲納ら百余名が列席している。森田の遷仏供養法語は、

祖山名古屋宿坊遷仏供養語 明治三十二年五月十一日此日快晴

祖徳年々歳々隆。信心施主表殊功。新堂現出安新仏。起吉祥雲遍大空。

とある。「永平大休悟由禪師広録」第二卷 十五丁）その様子は「能仁新報」第五九二号に早川見龍の特報として、

◎愛知吉祥講宿坊の入仏式

（早川見龍氏特報）名古屋市に於ける曹洞宗の檀信徒より組織されたる愛知吉祥講は、創立以来七年の星霜を経て、其の講員も今や三千戸に近き程の大団体なるが、年々抽籤にて大本山永平寺の霊場へ参拝する者は、日一日より増加し、為めに参拝人をして宿泊上の不便を感じしむる事は、一方ならざりしを以て、昨年来全講本部役員の斡旋にて祠堂寄付金を募集し、一大宿房を大本山の境内に建設せんと議起り、幾多の苦辛を経て百方尽力したる結果、遂に先月迄に其の工事を

明治期の奉安殿護国院

竣工せしを以て、去る十一日、遂に其の成工入仏式を挙行されたりしが、今全建物の構造は横十間に奥行六間、尚ほ仏間は十二畳敷にて三方に壇を設け、正面は本尊仏の御厨子、左右の両壇は祠堂金施主家の霊牌安置場にして、仏器法具等より莊嚴道具に到る迄、悉く完備して殆んど一つの寺院にも劣らざる装置なりし、今ま茲に入仏式の概況を記さば、全日午前十一時に達するや、大鐘を合図に大本山の役員を始め一山の僧衆百余名は、各自威儀を具して宿坊内の式場に列し、管長森田悟由禪師には大雷鼓を合図に五名の侍者を従へて式場に臨まる。此の時一全最敬礼、夫れより鼓鉢三通、大禪師猊下の拈香法語、献茶湯、普全三拝、夫れより般若心経を誦して本尊上供の回向をなし終て、證義纒行諷経をなして祠堂霊牌の回向を行ひ、一全最敬礼をなして式は全く終れり。全日は當名古屋市の議員にして遙々／＼全式場に参列せし者は百二十余名なりしが、式完結の後ち同講員一全を瑞雲閣へ案内して清齋の饗応ありしが、一全の講員は何れも承陽大師の祖徳に感佩しに随喜の涙に咽ばざる者は無かりしと云ふ。と紹介されている。宿坊は芳川雄悟曹洞宗大本山永平寺略案内記（明治三十五年三月 永平寺出張所）四頁によれば、総二階で作られ、一部は三階の処もあったが、合計すれば一五〇余坪であった。なお、昭和十四年九月に高田副監院代に装幀された『諸堂間敷佛像宝物列祖年紀及例規法要』（永平寺蔵）の「伽藍之部」の「名古屋宿坊」によれば、奥行九間半、横十間であった。場所は

山門の西側で、その西側にある東司の西側に奥行八間半、横十間半の諸国の「吉祥講宿坊」が同年九月に建てられている。

立体的な建物の絵図は、明治二十四年九月三日印刷、五日出版の「越前州吉田郡志比莊吉祥山永平寺全図」に掲載されている。

ただし、同絵図には「愛知吉祥講宿坊」と諸国の「吉祥講宿坊」の描かれていない絵図も存在する。明治三十二年五月に竣工した「愛知吉祥講宿坊」が描かれている絵図の出版は、明治三十二年五月以後であることは確かであろう。両絵図をよくみると、建物の周囲には白い縁取りがあり、背景との違和感から原図上に宿坊を貼りつけて再版し印刷したものとみられる。

宿坊が描かれていない絵図は、発行者、著作者兼印刷者が「京都市下京区六角通富小路東入大黒町拾四番戸 藤田又次郎」とあり、絵図の下には「京都団扇堂印刷」「祇園下河原 野崎刻」とある。野崎氏が印刻したものを藤田又次郎すなわち藤田団扇堂が印刷して発行したものである。しかし、宿坊のある絵図の発行者、著作者兼印刷者は藤田団扇堂とあり、その横に「和漢洋書籍經類各宗仏具仏圖 販売所 出雲寺文治郎」とある。京都の仏教書林の出雲寺文治郎が販売したものであった。そのため大遠忌を前に、出雲寺文治郎によって宿坊を原図に貼り応急処置的のようにして出版されたものと思われる。

ところが、宿坊の建立された後の明治三十二年九月二十五日印刷、十月十四日発行の「越前州吉田郡志比莊吉祥山永平寺全図」は団扇に描かれており、著作発行兼印刷者は「京都市六角通富小

路東エ入大黒町十四番戸 団扇堂 藤田又治郎(マツ)とある。そのため先の絵図と同じく団扇堂の藤田又治(マツ)郎である。ただ、本絵図の末尾には

黄色ハ今般改築ノ印 仏殿開口拾間 奥行八間 僧堂開口拾四間 奥行拾間 大庫裡開口拾間

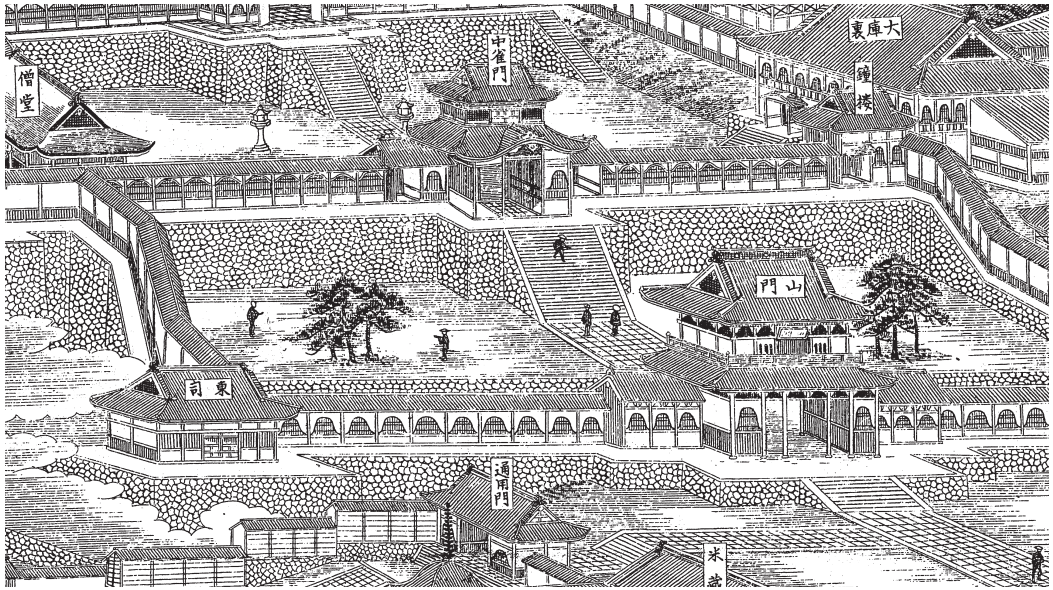
拾七間 奥行拾間

不老閣開口拾間 奥行五間半 諸廻廊二百三拾間 其他諸堂悉皆修繕

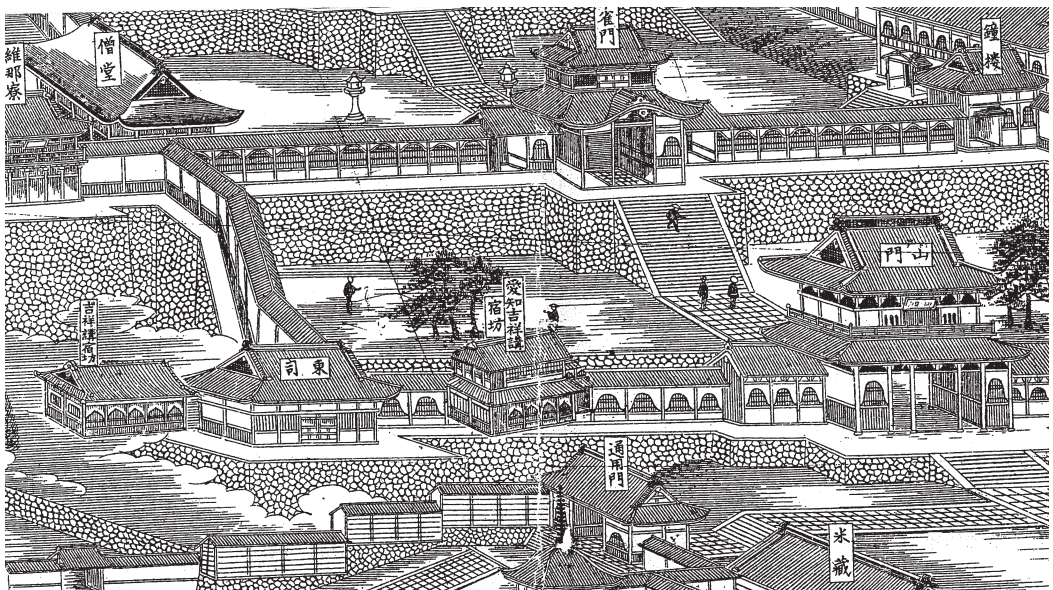
とあり、黄色で印刷されている所は明治三十一年頃から改築されたもので、その他の諸堂もすべて修繕することが記されている。

この修繕の文は「越前州吉田郡志比莊吉祥山永平寺全図」(平成二十七年十二月「傘松」第八六七号所収「永平寺所蔵の宝物」その一一四)の末尾にもあり、修繕される部分は黄色で塗られている。この絵図は縦四十四・三センチ、横五十・九センチであるが、吉祥講の宿坊は描かれていない。そのため明治三十一年に宿坊が起工される前の伽藍図である。

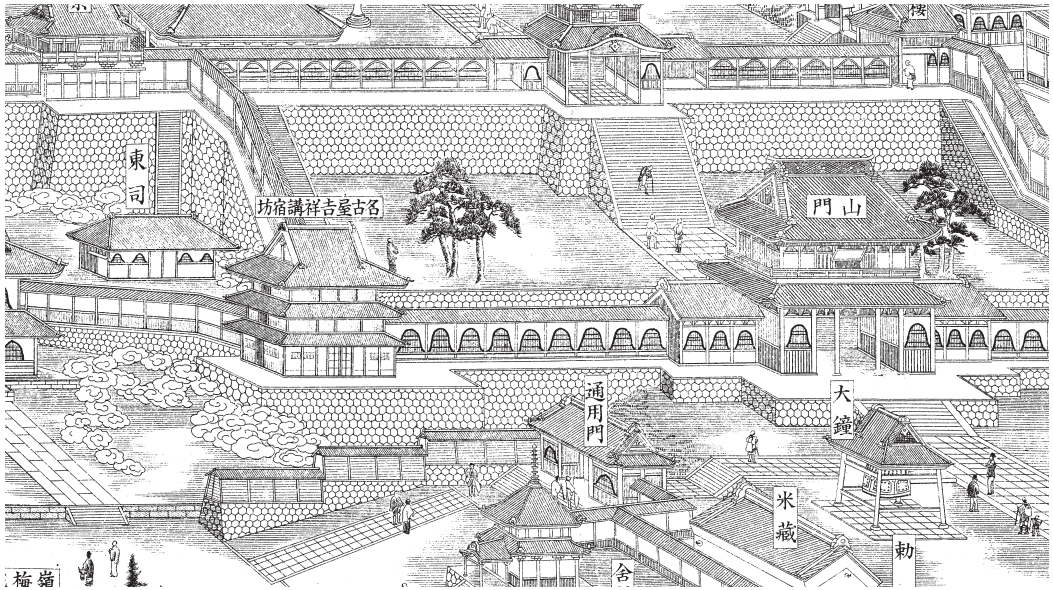
何れにしても明治三十五年の道元禪師六五〇回遠忌を迎えるにあたり、永平寺のPRの役目でもあった絵図が刊行され、それに「愛知吉祥講宿坊」の掲載されているものといえないものがあり、同じ絵図でも成立時期の異なっていることが明らかになる。また、「名古屋吉祥講宿坊」となっているもの、「第一吉祥講宿坊」とある絵図、「第二吉祥講宿坊」となっている絵図もみえる。名称が変わってきたものと思われるが、絵図の説明の誤りか製作年次によって異なったものと考えられる。しかし、昭和五年三月発行の「曹洞宗大本山永平寺全図」には宿坊がみあたらない。宿坊



宿坊の描かれていない絵図



「愛知吉祥講宿坊」と「吉祥講宿坊」の描かれている絵図



「名古屋吉祥講宿坊」となっている絵図

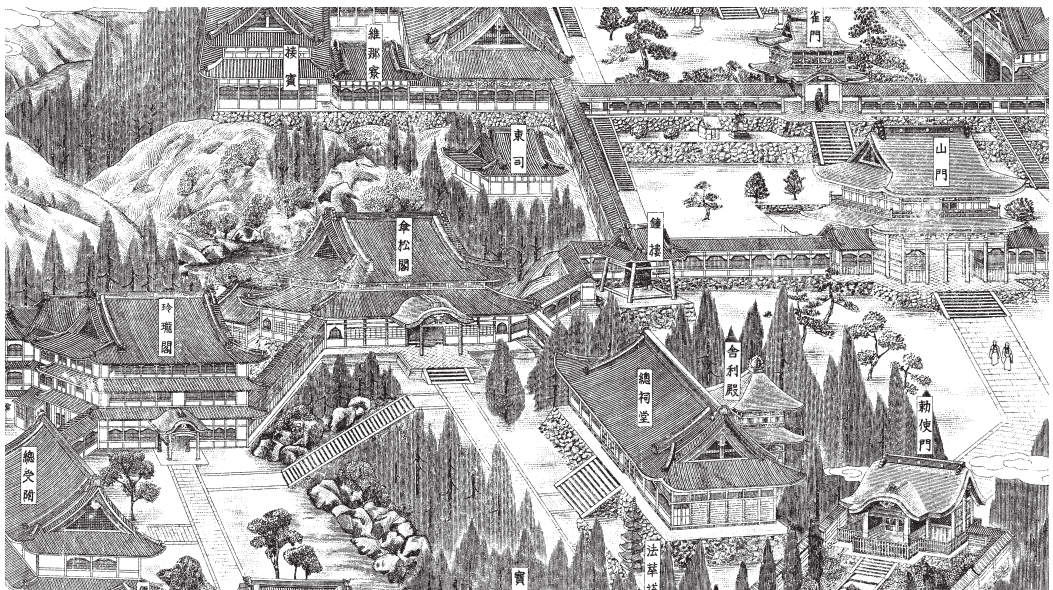


「第一吉祥講宿坊」と「第二吉祥講宿坊」となっている絵図





「第二吉祥講宿坊」と「越前宿坊」となっている絵図



宿坊が傘松閣、玲瓏閣となった絵図

が建立されて三十年後には、傘松閣、玲瓏閣に建て替えられてしまったのである。

「愛知吉祥講宿坊」の入仏式を終えて、十三日には永平寺の仏殿などの諸堂再建の起工式が挙げられた。名古屋より吉祥講役員、幹事、寺院、信徒などの三百余名と棟梁伊藤満作、大工、人足など五十余名も列席した。（「能仁新報」第五九一号、「明治三十二年大遠忌日鑑」）

同三十三年は、三年前の一月に禪芳寺に開設された仏教講義所が創立以来三年を経過した。その間一度も休講せず、信徒の信仰は一層厚くなった。（「能仁新報」第六二五号）また、四月中旬には、永平寺仏殿の柱立ての式を挙行する予定であったが、仏殿の欄間に用いる桤板十二枚を大八車に積み、木遣歌を歌って新柳町通より鉄砲町、末広町を経て門前町の大光院まで運搬した。見物人は群集し、一時通行止めになった所もあったが、愛知吉祥講の世話人らが警衛して支障なく終了した。（「能仁新報」第六三四号、「宗報」第八十六号）

同三十五年には二月十六、十七の両日、門内が禪芳寺で道元禪師六五〇回予修法会を修行している。その様子は「宗報」第二二五号（明治三十五年三月一日発行）に

●名古屋市宝町の禪芳寺住職門内大英氏は去月十六、十七の両日を卜し、其自坊なる禪芳寺に於て最も熾んに宗祖承陽大師の六百五十回大遠忌予修法会を執行せしが、茲に其概略を記せば、先づ法会の大導師としては西野石梁師を招聘し外に

随喜衆としては同師の随徒十五名並に市中の寺院四十余ヶ寺にて法堂の莊嚴、山門頭の裝飾、其他内外の装置は頗る善美を尽して些少の欠点とはなかりし、廳て十六日の午後三時に至る頃には、西野師の先導にて恭しく迎真諷経続て建夜諷経、翌十七日の早天には猷粥諷経、禺中には出班焼香にて報恩諷経を行ひしが、法会の前後は都て奏楽入にて最ども殊勝に見受られたりし。尚ほ木田余鶴仙、早川見龍、久田龍峯、伴龍舟、中島分教、水野亥秀、鈴木敬岳の諸氏が法式の間には交も説教を勧められたりし為に、満場溢る斗りの参拝者は何れも整肅に謹聴して頗る随喜の涙に咽びたりしと。因みに記す、今回の法会に就ては同寺の建造物にも一層の修繕を加へたりしに、数多の檀信徒は吾れ一と競ふて浄財を喜捨したるのみならず町内一般は自他宗を論ぜず、各自の入費用を投じて（大遠忌）の文字を染め抜きたる軒提灯を調製して各戸の軒頭に掲げし等は、以て門内氏の輿望の如何に高かりしを窺ひ知るに足る可し。

と概略が記されている。

同三十八年二月には、門内の頂相に森田が贊を付しており、それには

個是禪芳六代師。住山機用在臨時。而今試問生涯事。拈取默然口若槌。 曠勘破了兮主中主。如愚如魯一雙眉。

とある。（『永平重興大休悟由禪師広録』第四卷 三十九丁）それが今日まで禪芳寺に所蔵されている。なお、四月には門内や大沢重右

衛門、柴山寿太郎が吉祥講本部に参集し、名古屋の信徒に対して永平寺よりの特命布教師であった小倉俊丈とその後任者の増田活吟の歓送迎会を開いた。四月十九日午後二時より会場の大光院書院には六十余名の会員、来賓が集まり、惜別の辞や歓迎の意を表わした。この歓送迎会の開催に最も尽力したのが門内らであった。(「宗報」第二〇七号)

同四十年二月二十五日には、名古屋御供田の「明治三十九年収支決算報告」や「明治三十八年度残米売却分」「明治三十九年度分」などが禅芳寺内の永平寺御供田支配係の津田理三郎、堀田茂右衛門、大沢重右衛門、柴田清兵衛、織田源三郎より永平寺出張所の大仏輔教へ報告された。その報告書を送った封筒の裏には、ゴム印で

名古屋市宝町禅芳寺内

承陽大師  
通拝所 建設事務所

とあり、建設事務所内の御供田支配係からの発信であった。これにより護国院を「承陽大師遙拝所」とするべく建設の事務を禅芳寺で行っていたことがわかる。門内は翌四十一年七月九日に護国院の兼務任職に就いた。

## 八世(七世) 木田韜光

木田は明治四十四年一月二十三日に長年寺(高崎市下室田町)三十八世より護国院に転住した<sup>(1)</sup>。宗門の要職を勤めてきた木田は、門内の後任のため本来ならば八世となるが、門内は木田を七世に拜請して、自らは八世となり監寺となった。また、森田悟由を勧請して奉安殿の開基とし再中興にも請したのである。住職となった木田は、従来二等法地であった護国院の寺格昇等に努め、二月二十四日には常恒会地の免贖を下附された<sup>(2)</sup>。

三月には、懇請されて護国院任職となった挨拶を「宗報」第三四二号で謹告した。それには、

謹告 大本山永平寺御直末仁王山護国院儀、今般越本山ノ御推選ト名古屋市及郡部吉祥講員各位等ノ懇請トニ依リ拙衲住職仕候、抑モ當護国院ハ尾州徳川侯爵家ノ開基ニシテ、曾テ越本山ヨリハ準四門首格ノ御免贖ヲ下附セラレ居候処、明治維新ノ際、當院境内地五千余坪モ八分通御料地ニ被召上候ト同時ニ、徳川開基家ノ保護ヲ失ヒ候為、宏壮ナル伽藍ハ勿論、内部ノ經濟モ俄然衰頽相極メ悲境ニ陥リ候、然レ共古来内外ニ対シ、種々由緒有之候當院ノ事ニ付、護法篤信ノ慈善家等往事ヲ回慮シ、又現在及将来ノ宗教界ヲ察シ、数年前ヨリ殿堂ヲ旧觀ニ復セン事発願シ尽力

セシモ、元境内地御料地タルヲ以テ如何共難致処、漸ク一昨年十二月ニ至リ、縁故払下ヲ得ル事ニ相運候ニ付、予テ篤信家各位企望被致居候処ノ奉安殿ト称スル本堂ヲ建設セリ（間口十間奥行十七間半）、且下猶之ニ相當スル処ノ附属建物營造ノ準備中ニ有之候、又寺格モ本年二月廿四日附ヲ以テ常恒会地ニ昇格致候、尤モ入仏式ノ儀ハ、既ニ昨年六月不老閣下ヲ拜請シ盛大ナル法会修行致候、其爾来大衆モ平素三十余名安居致居候間、拙衲モ目下大衆ト共ニ布教伝道ニ打光罷在候条、當地へ御来名ノ際ハ参拝旁御訪問奉希上候、敬白

名古屋市中区布池町護国院住職

明治四十四年三月

木田 韜 光

とあり、本堂の奉安殿を建設した後、付属の建物の造立準備をしているという。

四月一日には「寺院等級々階査定表」に異動増減があり、訂正された級階が「宗報」第三四三号（明治四十四年四月一日発行）の「告示第八号」で発表された。それによれば、護国院は「常恒会地 五十級」となっている。また、同月十四日から二十日まで は伝昌寺（名古屋市中区古渡町）で授戒会があり、戒師の森田悟由に正戒者四八八八人、因戒二三九人の戒弟がつき、教授師を木田が勤めている。<sup>3)</sup>

七月二日には、「告示第十七号」によって石川県能登国鳳至郡櫛比村にあった大本山總持寺旧蹟地に總持寺別院が設立せられ

た。これは前年（明治四十三年）十二月十五日に發布された告諭の「曹洞宗憲改正ノ件」の第一条、第二条に

第一条 宗憲第一条ニ第二項トシテ左ノ如ク之ヲ加フ

両本山ニハ各須要ニ依リ一箇寺限り其ノ本山ニ専属セシメ之ヲ別院ト称スルコトヲ得

第二条 宗憲第三条ニ第二項トシテ左ノ如ク之ヲ加フ

第一条第二項ニ定ムル別院ハ當該本山貫首ノ兼務住職地トス

とあり、両本山に一箇寺限りの別院と住職は本山貫首の兼務住職にすることが加えられた。總持寺旧蹟地が總持寺別院となったため、永平寺も永平寺東京出張所であった長谷寺を永平寺東京別院としたのである。<sup>4)</sup> なお、十一月五日には神奈川県鶴見に移転した總持寺の移転式及び仏祖安座の儀式が行われており、すでに十月には、護国院境内の手水舎に手水の「漱玉盤」が名古屋市中区南瓦町の渡辺長三郎によって寄進されている。

ところで、本年も直接、護国院に掛搭する雲水がいた。三月二十日には鈴木良雲（愛知県西春日井郡豊山村 常安寺住職小林良天徒弟）、五月一日には小川靈一（尾張国西春日井郡師勝村 仁昌寺住職早川恵旭徒弟）、八月十六日には横地梁光（愛知県知多郡大府村 普門寺住職木村義童徒弟）、十月十日より内山梅園（愛知県愛知郡小碓村 如意寺住職）が掛搭している。また、永平寺安居者の名簿である『大圓覚海』には「御霊場直接掛搭」の付箋がついている人もおり、奉安殿を御霊場とも称していたこと

がわかる。その掛搭僧には川口鉦道（愛知県知多郡鬼崎村 桂岩寺住職石原大溪徒弟）、楠徹禪（京都市上京区寺町鞍馬口天寧寺門前町 天寧寺住職原山道仙徒弟）、渡邊真乘（岐阜県恵那郡長島町 円通寺住職伊藤文鏡徒弟）、中村固定（新潟県中頸城郡柿崎村字東谷内 光禪寺住職八木琢定徒弟）の四人がいる。

翌四十五年四月二十二日には、会場の護国院奉安殿で愛知吉祥講春季法要が開かれ、森田悟由が導師を勤めている。<sup>(5)</sup>十月十六日にも愛知吉祥講秋季法要が護国院で開かれており、森田が来錫している。<sup>(6)</sup>また、今月より翌年三月までに書院、玄関、庫裡、鐘楼、観音堂などが落成している。十一月十五日には午前十一時より善光寺（名古屋市中区百人町）で行われる毘沙門天一年祭に奉安殿の大衆が請されており、祈祷大般若を転読した。<sup>(7)</sup>なお、二月十六日より丹羽景堂（愛知県宝飯郡蒲郡町 長泉寺）が掛搭している。

翌大正二年には、三月十四日から二十一日まで光真寺（名古屋市中昭和区滝川町）で授戒会があり、木田が教授師を勤めている。<sup>(8)</sup>五月十七日には護国院で名古屋吉祥講春期法要が勤められ、<sup>(9)</sup>十月十六日より二十二日まで授戒会が開かれた。戒師は森田悟由、教授師は木田、引請師は上野瓶城であった。<sup>(10)</sup>なお、前日の十月十五日午後三時三十分より威音院（名古屋市中区新栄）前住職であった石川活龍（後に長曾我部氏と改姓）が、石材の観音宝塔（法華經一千部供養塔）に師父母の法号を記して寄進しており、その開眼式が森田御親修にて行われ、多くの参詣者で盛会裡に終

えた。<sup>(11)</sup>

授戒會  
 戒師 大本山貫首勅特賜性海慈船禪師猊下  
 戒師 永平寺  
 名古屋市布池町  
 奉安殿護國院化主敬白  
 大正二年十月十六日啓建  
 同年同月二十二日完戒

〔宗報〕第403号より

同三年には、三月二十三日に護国院で森田御親修の法要が修行され、<sup>(12)</sup>四月には発願主として木田と村上妙光、賛助員として堀内茂右衛門、大沢重右衛門、柴山寿太郎が境内に舍利塔の建設を発願し、「舍利塔建設の大意」が記された。それには、

夫れ塔に、如来の舍利を奉納する処の阿育王所造の八万四千の塔あり。又仏祖の髮毛爪齒等を奉納する大小異容各種の塔あり。蓋し、此等は皆報恩謝徳の趣旨及見聞の衆生をして、慈善の信心を發起せしむる勸化の意を以て建造せられたるもの歟。

近頃、當奉安殿境内に骨舍利を奉納する処の靈塔を建設せんとする発願主あり。納も亦大に此の趣旨を協賛し発起者の中に加名す。然る所以は、此の骨舍利塔は真俗何人を問はず。火葬者には其骨舍利を分納せられんこと乞。又埋葬者には其髮毛爪齒を納附せられんことを望む。然り而して、其の年回忌辰の日及征月忌命日等の際は、或は報恩のため、又は追善

のため香華を献備し法供養を営辨し相共に現當二世の勝縁を結はんとす。冀は、十方同感の真俗善男善女各位金穀の多少に拘らず喜捨せられは、之の資助力に依り舍利塔を建設し此を永世不汚に伝へ、報恩謝徳及報地莊嚴の法供養を勤修するものなり。

附言

- 一、舍利塔模様の大要は、別紙略図に示すか如し。
- 一、舍利塔の全体は、三河岡崎石を以て建造す。
- 一、舍利塔の高は、
- 一、舍利塔の周囲は、
- 一、骨舍利奉納所内部は約壹丈貳尺四方にして、天井の高は約六尺余。
- 一、舍利塔外部の周囲は、約貳丈四尺四方の見込なり。

以上

大正三年  
四月仏誕生日

発願主等敬白

発願主

仁王山主 木田韜光

末広町 村上妙光

賛助員

祢宜町 堀内茂右衛門

鉄砲町 大沢重右衛門

西魚町 柴山寿太郎

とあり、舍利塔に納めて法供養されることをいう。なお、舍利塔は十月二十一日に森田悟由の御親修で開眼式が行われており、その香語は、

尾州名古屋護国院塔供養

涌出靈山聳<sup>三</sup>育王。如今護国放毫光。分身利益三千界。楓葉着<sup>レ</sup>丹菊放<sup>レ</sup>黄<sup>四</sup>。

とある。「舍利塔」は森田の揮毫で、銘によれば岡崎の石匠梅村兼吉の製作であった。

八月には木田住職以下、信徒の吹原九郎三郎、大沢常太郎、鈴木総兵衛、森本善七、大沢重右衛門、柴山寿太郎、堀内茂右衛門らが、永平寺東京出張所監院大仏輔教と前監院弘津説三へ護国院を早く永平寺の指揮下になるよう「請願書」（永平寺蔵）を作っている。それには、

請願書

謹テ請願書ヲ呈シ候

本殿ハ予テ、帝国中央部ニ於ケル宗門信仰ノ目標タラントノ誓願ニ依リ、明治三十八年中造営ヲ發起シ、主権ヲ大本山ニ属セシムルノ目的ヲ以ツテ計画ヲ立テ、示来幾多ノ障害ト困難ヲ排シテ漸ク現今ノ土地及殿堂ヲ構築シ、通常大要ノ執行ニ支障ナキ迄ノ設備ヲ整へ、尚目下孜々トシテ諸種ノ付属物ノ整頓ト財務ノ整理トニ映掌致居候。然ルニ發起以来既ニ十星霜ヲ経、一般世話人ノ間ニ於テモ早く大本山ノ指揮下ニ属シ、發起ノ目的ヲ貫徹致度旨屢々進言ニ接シ、幹部亦素ヨ

リ之ガ実現ヲ望ムコト頗ル切ナルモノ有之候ニ付、曩キニ覚書及口頭ヲ以ツテ概略ノ意向ヲ申上タル次第ニ御座候。然ルニ當殿ニ於テハ、土地ノ処分建造物施置ニ就キ、至急決定ヲ要スル事情差迫リ居候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ至急御考慮ヲ煩シ度、此段請願仕候。謹言

大正参年八月 日

名古屋市東区布池町

奉安殿護国院

住職 木田韜光 印  
信徒 吹原九郎三郎 印  
全 大沢常太郎 印  
全 鈴木惣兵衛 印  
全 森本善七 印  
全 大沢重右衛門 印  
全 柴山寿太郎 印  
全 堀内茂右衛門 印

大本山永平寺東京出張所

監院 大仏輔教 殿

前監院 弘津説三 殿

とあり、提出日を入れるのみであった。さらに六月十三日に作った「奉安殿ノ主権ニ関スル件」「法類ニ関スル件」「信徒総代ニ関スル件」「維持ニ関スル件」などの「覚書」や「護国院寺法」の抜萃もセットとなっている。実際にこれを提出したかは不詳であ

るが、早い時期に永平寺管轄下となるべく推進していたものと思われる。

八月二十六日には永平寺御山監院押野太寿、副監院長谷玉尖、顧問上野瓶城より本山東京出張所監院大仏輔教へ提出した何書によれば、

肅啓

時下残暑尚厳敷御座候処

貴宗師益々御安全ニ被為渉候段奉欣賀候、専陳ハ本月廿四日名古屋市森本、堀内、大沢三氏（柴山氏臨時差聞不参）上山相成候主意ハ、奉安殿創立ヨリ庫院落成マデ収支積算之結果金五万六千円斗リ不足ヲ生ジ、弁償之方法種々協議講究致候、窮策トシテ護国院境内四千参百坪斗リ之内、目下草地同様ニ相成居候分、御本山へ御相談之上売却致度トモ愚考候得共、時価低落之折柄甚タ不得策ト被存候、且又市中近来不景氣ニ際シ、寄附ヲ募集スルモ十分之見込無之、依テ善巧手段トシテ、大禪師猥下へ御縋リ御思召丈之下賜ヲ蒙リ候ハバ、是ヲ以テ一般寄附者ヲシテ感発セシメ度、喜捨之奨励法トモ相成候得者、奉安殿維持之思召ヲ以テ何卒御取成被下度云々被申出候、依テ拙職共熟考之上 不老閣猥下へ奏聞シ御内意篤ト相伺候処、猥下ニハ先年来、経済出納義ハ一切貴宗師及侍局へ委任シ、個々幾分之記憶ハ有之候得共、詳細全分之事実ハ貴宗師等へ問合セ、総計額中ヨリ多少奉安殿へ寄附スベキ義可取計旨御内命有之候ニ付、彼レ三氏へ思召之趣キ申伝

へ候得者、何レモ満悦致シ、廿五日下午山相成候、就テハ貴宗師是迄御預り保管被為在候、金額総計如何斗リニ相成候哉、此段御伺申上候間、乍御手数悉皆記録御通知被下度特ニ奉願上候、草々敬具

大正三年八月廿六日

大本山永平寺

監院 押野太寿

副監院 長谷玉尖

顧問 上野瓶城

本山東京出張所

監院 大仏輔教殿

とあり、八月二十四日に護国院の篤信者である森本、堀内、大沢の三氏が永平寺へ上山した。その理由は奉安殿創立より庫院落成までの収支を積算したところ、金五万六千円程が不足で、弁償の方法を伺いに来たのである。弁償の方法の一つとして境内地の内、草地となっている地所を売却しようとしたが、価格は下っているためあきらめ、寄附金を募集しようとしたが、世間は不景気であり見込はないため、禪師猊下の思召を賜わり、それに一般の寄附金を得るのが得策と考えた。そこで、猊下へ奏聞したところ、内意を得たのである。しかし、猊下の出納は大仏師及び侍局に委任していることであつた。そのため大仏師に問合せ、総計額より奉安殿へ寄附できるとの内命を受け、それを森本氏ら三氏に伝えたところ御満悦し、六月二十五日に永平寺を下山され

た。そこで、大仏師が預つた保管金額の総計とそれに関する記録の通知報告を願上げていたのであつた。しかし、十一月二日には、木田より大仏師へ

名古屋市東区布池町

護国院

本院所有地ノ一部ヲ売却シ、旧債ノ一部償還ノ為、別紙通り本宗管長猊下及愛知県知事ニ対シ、境外所有地売却出願致度候間、別紙宗務院及地方庁ニ対スル出願書ニ御添書御下附御願申上候也

右御直末護国院住職

木田韜光<sup>④</sup>

大正三年十一月二日

大本山永平寺御出張所

監院 大仏輔教殿

とあるように、旧債の一部を償還するため、護国院所有地の一部を売却するが、管長及び愛知県知事に対して売却を出願する期間、曹洞宗務院及び地方庁に対する出願書の御添書下附を願上げている。したがって、この書類からみる限り、所有地の一部を売却したものと考えられる。<sup>15)</sup>

翌四年二月一日には、「告示第二号」によつて寺院等級階査定表の異動増減により、護国院の等級階が訂正されている。それによれば、「常恒会地 五十六級」となっている。<sup>16)</sup> 同月九日には永平寺貫首森田悟由が遷化した。十三日には、永平寺東京出張



所より青松寺へ移され密葬を行ったが、御遺骨を永平寺へ納める途中の十六日午後四時八分には、名古屋駅へ到着し護国院に安置された。名古屋での様子は、

名古屋 午後四時八分名古屋駅に到着せり、未曾有の群集靜肅に奉迎し、幾千人の行列整ふを待ちて、護国院奉安殿に向はせらる、駅よりは約一里半、途の両側に立ち並びて合掌する者堵の如く、途上二時間余を費し、黄昏漸く殿上に奉安し、昼夜の法要不斷に嚴修せられ、參詣の貴賤老若信男信女は堂の内外に充満し、一進不退の信念堅固なるを証せり。

と記されており、十七日午後十時十分に名古屋駅を発車して福井・永平寺へ向かった。なお、何れの年か不詳であるが、木田の住職中（明治四十四年〜大正四年）の六月二十日に尾張徳川侯爵家より金千疋を拝受している。そのため不在の木田に代わり、執事の場無学が徳川侯爵家の家扶へ礼状を出している（著者蔵）。それには、

謹啓

御挨拶として金千疋御下賜被下忝く拝受仕候折悪く木田師不在の為茲に不取敢御受致置候 敬具

護国院執事

的場無学

六月廿日

徳川侯爵家

家扶御中

とあるが、封筒の裏には、

名古屋市東区布池町  
奉安殿護国院  
大本山永平寺出張布教所

と押印され、その横に「執事 的場無学」と記入しているところから、当時の護国院は「大本山永平寺出張布教所」とも称していたことがわかる。なお、的場は『大圓覚海』によれば、明治十四年四月八日に生まれ、滋賀県近江国高島郡饗庭村の覚伝寺住職久我絶学の徒弟である。同四十一年九月三十日に永平寺に安居しており、大正七年四月三十日に送行証明状を下附されているところから、当時、永平寺安居中で護国院執事も勤めていたものと考えられる。

森田悟由が遷化した後、護国院の信徒総代は永平寺の役寮などの各老師に

愁雲深ク祖門ヲ鑽スノ秋ニ際シ、陋々ノ煩情ヲ申述候事、寔ニ以テ忍ビ難ク候得共、遲疑致候エバ、却テ累ヲ後日ニ貽スノ慮モ有之ベクト存ジ、御考慮ヲ願フ次第ニ御座候

予テ

不老閣祝下ノ奉安殿ニ対スル御慈慮ノ趣、御内示ノ俛卒然御遷化被為在候ニ就而ハ、何卒後事御筹量ノ節宜シク御留意被成下度、切ニ奉懇願候  
右時下不遜ヲ顧ミズ、爰ニ衷情ヲ披瀝致候段、偏ニ御寛恕ヲ

給ハリ度希上候

名古屋市

謹言

吹原九郎三郎<sup>㊤</sup>森 本 善 七<sup>㊤</sup>鈴木惣兵衛<sup>㊤</sup>堀内茂右衛門<sup>㊤</sup>大沢重右衛門<sup>㊤</sup>柴山寿太郎<sup>㊤</sup>村上庄造<sup>㊤</sup>

福山老大宗師

弘津老大宗師

押野老大宗師

大仏老大宗師

上野老大宗師

新井老大宗師

長谷老大宗師

栗木老大宗師

各尊、台下

位次<sup>(18)</sup>不同

と、森田の御慈慮の内示はあったものの遷化されたため、御慈慮の件について今後も留意されたく願っているのである。その五ヵ月後の七月十一日には、任職の木田韜光が六十二歳で示寂した。示寂した頃の詳細は不詳であるが、木田はその他にも多くの功績

があるところから、略伝を紹介しておきたい。

木田は嘉永六年（一八五三）に山口県に生まれているが、詳しい生誕日、生誕地、父母の名などは不詳である。十八歳（明治三年四月）で出家し、漢学を太田梁平、愨大機、溪毛介、中村謙などから受け、天外石橋、成川百衲、不破一牛、原坦山、折居光輪などに参禅、参学した。号は遼空と称し、天外石橋の法を嗣いでいる。明治七年一月には教導職試験、十一年八月には瑠璃光寺（大垣市上石津町）十七世に住職し、十三年三月には曹洞宗専門学校に入学して十六年三月に卒業した。十七年三月には禅幢寺（岐阜県不破郡垂井町）三十二世へ転住しており、宗門の時弊を憂い、弘津説三、斎藤運三らと梅檀社を設立し東洋宗教新聞を発行した。二十五年五月には越本山東京出張所詰副監院、二十八年三月には越本山御山詰副監院、二十九年九月には両本山より第十二区曹洞宗末派総代議員に任命され、十月には曹洞宗第四次議学会頭、三十年三月に越本山東京出張所詰監院、九月には大遠忌事務局参務、三十一年十一月より三十四年十二月までは第二護法会総轄、三十四年十二月には曹洞宗務院総務、三十五年七月より曹洞宗議会特選議員、曹洞宗制度調査評議員、大遠忌事務局副総裁、本山顧問などに就いている。三十七年七月には曹洞宗議会特選議員、四十二年六月には長年寺（高崎市下室田町）三十八世に住職し、四十四年一月に護国院へ転住した。翌四十五年七月には曹洞宗特選議員にも就いている。

このように木田は徳望があり、人格は高潔、温厚、篤淳で、遷

化したことに対し、「実に宗門の一大損失也」との評もあつた。<sup>(19)</sup>

注

- (1) 「宗報」第三四二号（明治四十四年三月十五日発行）の一月二十三日の任願免住職による。
- (2) 「宗報」第三四二号（明治四十四年三月十五日発行）の木田韜光の謹告による。
- (3) 「宗報」第三四八号（明治四十四年六月十五日発行）の「本山記事」の「○性海慈船禪師」による。
- (4) 『麻布長谷寺誌』（昭和五十二年四月 永平寺東京別院長谷寺）七十頁に、三十世北越大賢時代の長谷寺の動向として紹介されている。
- (5) 「宗報」第三七二号（明治四十五年六月十五日発行）の「本山記事」の「○性海慈船禪師猗下御親化彙報（承前）」による。
- (6) 「宗報」第三八二号（大正元年十一月十五日発行）の「本山記事」の「○性海慈船禪師猗下御親化彙報」による。
- (7) 善光寺に奉安殿の大衆が請されて祈祷大般若を転読したことは、「新愛知」第七六九三号（大正元年十一月十五日発行）に紹介されている。
- (8) 「宗報」第三九二号（大正二年四月十五日発行）の「○性海慈船禪師猗下御親化彙報」による。
- (9) 「宗報」第三九九号（大正二年八月一日発行）の「○性海慈船禪師猗下御親化彙報（承前）」による。
- (10) 「宗報」第四一〇号（大正三年一月十五日発行）の「○性海慈船禪師猗下御親化彙報（大正二年分）」の「愛知県名古屋市布池町護国院授戒会」による。

- (12) 「宗報」第四一三号（大正三年三月一日発行）の「本山記事」の「○性海慈船禪師」による。
- (13) 舍利塔の竣工や開眼式については「宗報」第四三四号（大正四年一月十五日発行）の「○性海慈船禪師猗下御親化彙報（大正三年分統）」の「名古屋市布池町護国院吉祥講秋期法要御親化」による。
- (14) 『重興大休悟由禪師広録』第二卷（大正八年三月 三合庵）九十五丁右にある。
- (15) 八月二十六日、十一月二日の文書は、永平寺に所蔵する「参考書類綴」監院寮」及び「大正三年度書類綴」に所収している。
- (16) 「宗報」第四三五号（大正四年二月一日発行）の「告示第二号」による。
- (17) 『重興大休悟由禪師広録』首尾（大正十年十二月 三合庵）四十二丁右にあげられている。
- (18) 信徒総代の永平寺の役寮などへの願いは、永平寺に所蔵する「参考書類綴」監院寮」に所収している。
- (19) 木田の略伝は、安藤準成『名古屋案内記』第壹（大正三年三月 名古屋案内社）一一一頁、安藤準成『名古屋案内記』金城寺院宝鑑（大正四年四月 名古屋案内新聞社）一四八頁、安藤嶺丸『曹洞宗名鑑』（大正五年一月 壬子出版社）一四〇頁、『室田山長年寺史』（昭和四十八年三月 長年寺）五十五頁、川口高風『明治期以降曹洞宗人物誌（十一）』（平成二十九年一月「愛知学院大学教養部紀要」第六十四卷第二号）一五四頁などからとりあげた。